

1．件名：「日本原燃(株)の再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設における保安規定(変更)認可申請に関するヒアリング」

2．日時：令和2年8月17日(月)10時05分～11時35分

3．場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、菅生主任安全審査官、大岡安全審査専門職、古田安全審査専門職、二平係員

日本原燃(株)

溝部 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他11名

リサイクル燃料貯蔵(株)

赤坂 常務取締役 リサイクル燃料備蓄センター長 他5名

5．要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和2年7月27日の第364回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合(1)において原子力規制庁(以下「規制庁」という。)より指摘を行い、令和2年8月7日のヒアリング(2)等において対応状況等の確認を実施した指摘事項について、当日提出資料に基づき説明を受け、規制庁から、以下の点について整理するよう求めた。

- ・構成管理の実施における3要素の均衡維持の考え方について、実際の対応状況を踏まえ、均衡の維持を担保する部署等がわかるようにするなど、改めて整理すること。
- ・個人線量計の管理方法について、今回追加した再処理施設、廃棄物管理施設の保安規定では種類として警報付電子線量計まで示しているが、濃縮施設では記載されておらず施設間で差異が生じているため、施設間の整合性を整理すること。
- ・MOX施設において保安規定第12章「加工施設の使用を開始する前までに定める事項」としていた規定について、核燃料物質の搬入前までに申請するとのことであり、章の名称を含め、保安規定条文への記載方法を整理すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6 . その他

提出資料

日本原燃(株)

「資料1 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請について(コメント回答)」

「資料2 再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請書 審査資料(コメント回答)」

参考

- 1 第364回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合(令和2年7月27日)

https://www2.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/nuclear_facilities/20200727.html

- 2 令和2年8月7日のヒアリング

「日本原燃(株)の再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設における保安規定(変更)認可申請に関するヒアリング」